水道料金以外の
手数料等の見直しについて

上下水道部 水道施設課

かしこ暮らしっく
長岡京

水道事業会計のしくみについて

令和５年度の水道事業にかかる決算の状況

収益的収支（税抜）　水道水をお届けするための財源と費用です。

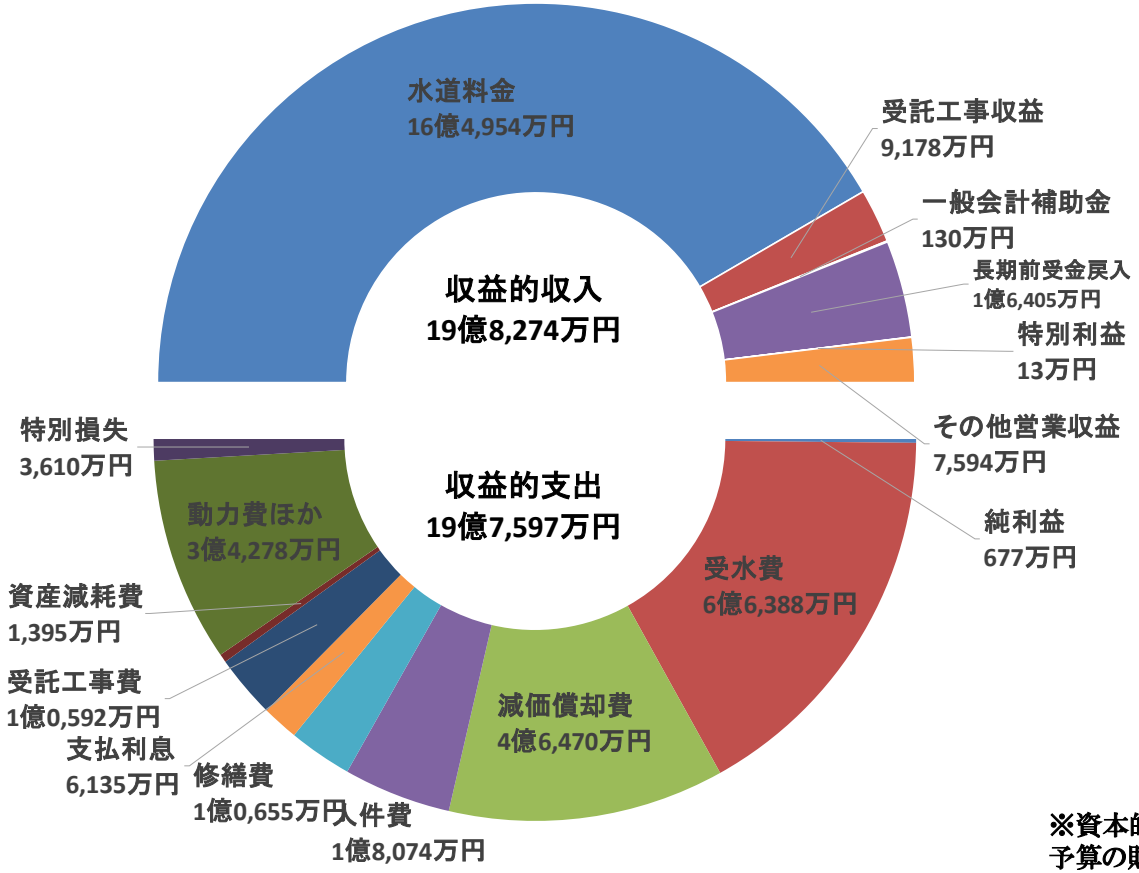

資本的収支（税込）　水道施設を整備するための財源と費用です。

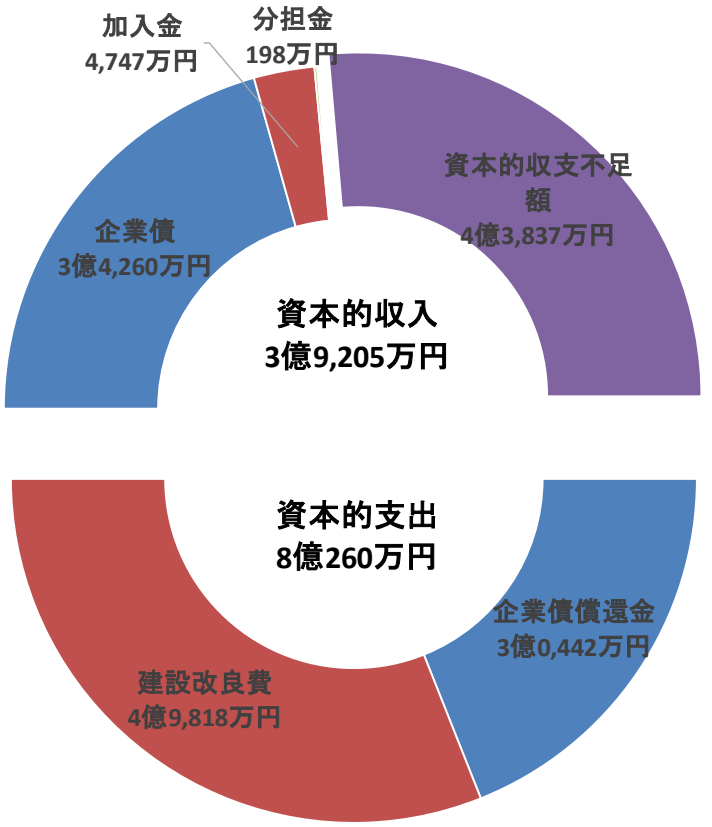

※資本的収支不足額には、翌年度に繰り越した予算の財源(2,782万円)を含んでいます。

かしこ暮らしっく 長岡京

収支のうち収入にかかる主な経費について

収益的収支にかかる主な収入

- **給水収益**　⇒　水道料金
- **受託工事収益**
  ⇒　分岐プール額、工事検査手数料
- **その他営業収益**
  ⇒　指定給水装置工事事業者登録手数料

資本的収支にかかる主な収入

- **企業債**　⇒　長期借入金
- **加入金**
- **分担金**
  ⇒　工事分担金、管理分担金

◆これら収入のうち、水道料金・分岐プール額、工事検査手数料・指定給水装置工事事業者登録手数料・加入金については、ある一定期間の中で、金額の算定等の見直しを行い、広く市民や事業者に周知することとなっております。

なお、水道料金・工事検査手数料・指定給水装置工事事業者登録手数料・加入金は、「長岡京市給水条例」において定めています。また分岐プール額は「分岐プール額に関する規程」により、定額の料金を合理的かつ明確な根拠に基づき料金の算出を行っており皆様から適正な料金の徴収をしております。

これら料金の見直し期間について

水道法施行規則第12条（供給規程）

一　料金が、イに掲げる額と口に掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

二　第十七条の四第一項の試算を行つた場合（水道施設の更新を含む長期的な収支の試算）にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね３年後から５年後までの期間について算定されたものであること。

三　料金が、３～５年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

水道料金算定要領(抜粋)

(公益社団法人日本水道協会 平成27.4)

1. 総 則

(1) 本 旨

水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発達を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。

2. 総括原価

(1) 基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

なお、受託工事その他の付帯的事業については、当該事業に要する直接費及び間接費を含め、収支相償うよう定められていなければならない。

(2) 料金算定期間

料金算定期間は、概ね将来の３年から５年を基準とする。

料金の見直し及び算定期間については、水道法施行規則第12条（供給規程）及び水道料金算定要領に基づき、概ね３～５年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされております。

なお、料金のうち「加入金」については、原則、拡張事業の計画期間とされており、次期拡張計画策定時に見直しを行うものとする。

本市の各種料金見直しの経過について

工事検査手数料

工事検査手数料とは、新築などの上水道の工事を行う場合に、適正に設計されているか、正しく工事がされているか、審査及び検査を行うために必要な費用です。現行の検査手数料は令和2年4月1日の改定から、約2.0倍程度の値上げを行い運用を行っております。

なお、見直しの算定期間となっております令和7年度からの料金については、近隣の市町村の手数料等を調査し、**現行の料金を維持**していくこととしております。

給水工事設計審査及び検査手数料

申請受付時期	新設、全改造	増設その他
令和2年3月31日まで	9,600円	2,600円
令和2年4月1日から	19,300円	4,300円

☜現行の手数料

本市の各種料金見直しの経過について

指定給水装置工事事業者登録手数料

令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、本市の指定給水装置工事事業者制度も5年ごとの更新制を導入しました。なお手数料は指定申請事務に対する経費として、有効期限通知や受付・書類審査、また技術指導や事業者証交付等に要する手数料として、新規登録、更新の各手数料ともに同額として定め、15,000円としております。

なお、近隣自治体においても概ね￥10,000～15,000の手数料として運用しており。本市においても**現行の料金を維持**していくこととします。

指定給水装置工事事業者の指定手数料

1件につき　15,000円

指定給水装置工事事業者の指定更新手数料

1件につき　15,000円

本市の各種料金見直しの経過について

分岐プール額

■分岐プール額制度の目的

給水申込者に工事箇所の諸条件（水道本管の埋設位置・道路の交通量や幅員の大小・舗装厚さ等）に関係なく、引込み管の口径による定額において公平な負担により工事を実施。

また、市が工事の内容を管理監督することで、工事の費用負担に対する品質が担保される。更には、工事事業者とのトラブルが発生した場合に市が関与すること及び工事完了後の維持管理や漏水等の事故発生の際にも工事関係書類が一元化し統一されていることから、修繕等の対応を迅速に行うことができる等の目的により実施。

■分岐プール額制度の経過

・昭和４４年１１月より分岐プール額制度を設定

・昭和４８年の市制発足以降、「長岡京市水道給水条例」により「分岐プール額の規程」を定める。

その後、概ね５年を周期に単価を確認し必要である場合は見直しを実施。

・平成１３年７月に全体で約３０%の増額

・平成２８年４月から現行の単価（約２５%増）で運用

☆本市給水条例第９条（工事費用の算出及び精算の方法）において、分岐及び撤去の工事費は、管理者が定める分岐口径別の金額（以下「分岐プール額」という）とし運用を行う。

また、分岐プール額に関する規程第２条において、分岐プール額は給水装置の口径及び給水管を分岐する配水管が布設されている道路の形態(砂利道・舗装道)の区分により定めるとしており、大きく次項に分類されています。

本市の各種料金見直しの経過について

○長岡京市水道給水条例 抜粋

（工事費用の算出及び精算の方法）

第９条　管理者が施工する給水装置工事の工事費は、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費、工事監督費及び間接経費の合計額とし、工事しゅん工後に精算する。ただし、分岐及び撤去の工事費は、管理者が別に定める分岐口径別の金額（以下「分岐プール額」という。）とする。

○分岐プール額に関する規程 抜粋

（分岐プール額）

第２条　条例第９条第１項ただし書に規定する分岐プール額は、給水装置の口径及び給水管を分岐する配水管等が布設されている道路の形態の区分により定める。

給水装置口径	砂利道	舗装道
13ミリメートル及び20ミリメートル	172,000円	288,000円
25ミリメートル	218,000円	343,000円
40ミリメートル	526,000円	916,000円
50ミリメートル	726,000円	1,064,000円
75ミリメートル	1,498,000円	2,086,000円
100ミリメートル	1,833,000円	2,457,000円
150ミリメートル	3,115,000円	4,176,000円
200ミリメートル	5,295,000円	7,098,000円
250ミリメートル以上は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める。		

分岐プール額制度とは

本市の分岐工事

給水装置（道路の水道本管から宅地内のメータまでの引き込み管）の新設や撤去工事を行う際、道路の状態や水道本管の埋設位置によって工事費用の負担が増減します。
本市の分岐プール額制度は、増減に関係なく、給水申込者が市に定額の費用を支払い、工事事業者が工事を行い、その費用を市が支払う制度です。

分岐イメージ図

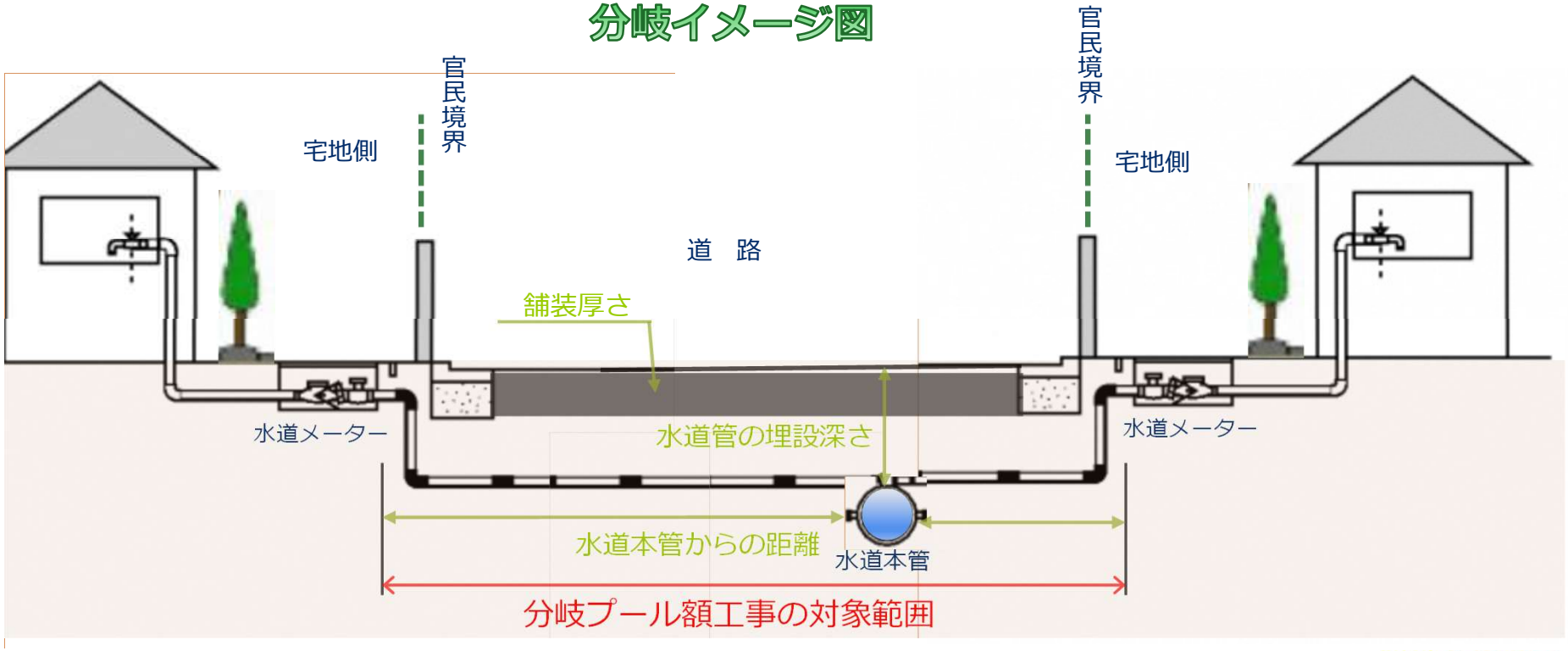

かしこ暮らしっく 長岡京

分岐プール額の見直しについて

分岐プール額の検証

◎分岐プール額制度は、道路形態や水道本管の埋設位置に関係なく、給水申込者による工事費用の負担を等しくし、また工事品質を確保するためのものであり、本市では長年続けている。本制度の運用において、分岐プール額と実工事費との収支バランスを適正に保つため、一定期間での見直しが必要となります。

収支バランス（平成28年度～令和5年度）

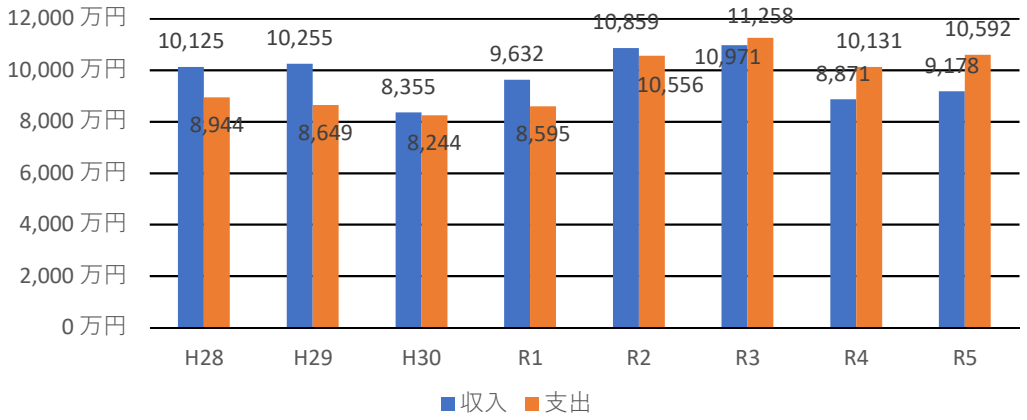

◆収入と支出の比較をグラフで示しており、令和3年度から支出が収入を上回る状況であるとともに、全体の受託工事収益については、令和2年度に工事検査手数料の改定を行ったこと、また毎年の工事検査数が増加しており、累計の受託工事収益は1,270万円の増収となっております。(次頁参照)

受託工事収益（各年度の推移及び累計額）

受託工事収益の収支

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5決算
収入	分岐プール額(税抜)	95,562,901	97,835,100	78,785,850	90,943,800	99,857,387	99,851,507	80,812,900	82,772,400
	工事検査手数料	5,690,000	4,711,000	4,759,400	5,379,800	8,729,200	9,856,700	7,895,600	9,006,700
	竣工件数(撤去含む)		365	334	444	559	532	549	530
	計	101,252,901	102,546,100	83,545,250	96,323,600	108,586,587	109,708,207	88,708,500	91,779,100
支出	給水工事費(税抜)	65,094,563	66,295,842	58,951,771	62,934,390	83,517,356	87,851,189	77,948,484	78,076,212
	分岐工事跡復旧	8,933,000	5,175,000	8,814,000	7,776,000	8,240,000	7,261,000	5,419,000	9,214,000
	職員人件費	13,946,359	14,984,006	14,652,928	15,163,227	13,729,419	17,400,692	17,912,641	18,598,044
	その他費用	1,462,175	32,462	24,100	73,547	72,076	69,809	34,024	34,614
	計	89,436,097	86,487,310	82,442,799	85,947,164	105,558,851	112,582,690	101,314,149	105,922,870
単年度収支		11,816,804	16,058,790	1,102,451	10,376,436	3,027,736	−2,874,483	−12,605,649	−14,143,770
収支(累計)		11,816,804	27,875,594	28,978,045	39,354,481	42,382,217	39,507,734	26,902,085	12,758,315

分岐プール額の工事費について

工事費上昇の推移

◎平成28年度と令和5年度の労務単価及び材料費の各種単価を比較した結果は以下のとおり

（以下、８年間の上昇率を示す）

公共工事設計労務単価全職種の平均伸び率	約23%
小口径(20～25㎜)の分岐工事で使用する材料費の伸び率	約36%
アスファルト舗装工事にかかる費用の伸び率	約14%

※結果、全体に占める割合から各々の工事割合により工事の試算を行った結果、平成28年度から令和5年度までの8年間で全体の工事費で**27%上昇**しております。上昇する幅は各年によりバラツキはありますが、年平均で**約3.4%上昇**しております。

　また、バラツキの中でも最大の上昇幅となった令和４年度から令和５年度では、単年度の上昇で設計労務単価5.2% 分岐工事材料18.19% 舗装工事費用9.95%から全体工事の試算を行った結果は単年度で**約10.3%上昇**となりました。

分岐プール額の工事費について

分岐プール額の見直し試算（小口径）

◎平成28年度からの工事費上昇率 約3.4%/年の結果をもとに試算を行った結果を(パターン①)
また上昇率の幅が最大となった令和４年度から令和５年度の上昇率 10.3%/年により試算を行った結果を(パターン②)とし上昇率を試算した結果は以下のとおりであります。
(※改定の運用期間は令和7年度～令和11年度とし収支バランスが均衡)

(パターン①)　平均値案
・平成28年度～令和5年度(8年間)⇒27%上昇
・令和6年度～令和9年度(4年間)⇒3.4%×4年＝13.6%
◇**平成28年度～令和9年度までの上昇＝27＋13.6＝40.6%≒40%**

(パターン②)　最大値案
・平成28年度～令和5年度(8年間)⇒27%上昇
・令和6年度～令和9年度(4年間)⇒10.3%×4年=41.2%
◇**平成28年度～令和9年度までの上昇＝27＋41.2＝68.2%≒68%**

分岐プール額の収支バランスイメージ

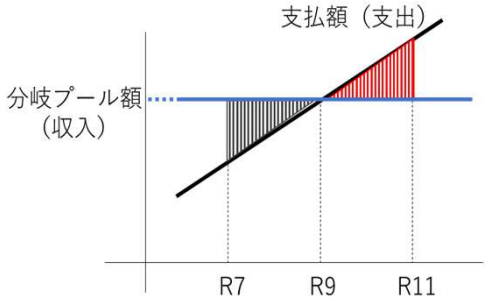

☆２案の検証

☆一般的な一戸建て住宅等の市内の個人が必要とされる給水引込管口径となる20㎜から25㎜の小口径管工事費の上昇率の試算を行った結果でありますが、パターン②の最大値案は令和４年～５年の急激な労務単価や物価上昇に伴う内容について試算を行った結果でありますが、急激に大きな上昇が今後も引き続き毎年続くことは考え難いこと、また上昇傾向にもバラツキが考えられるであろうとのことから、今回の改定は、パターン①の平均値案を改定へ向けた方向性として考えていくものとし、今後の急激な市場動向の変化等を注視しながら収支相償うよう見直しを行っていくこととします。

分岐プール額の工事費について

大口径の金額改定について

◎口径40㎜以上の大口径の工事費については、水道メータの宅内側に定流量弁等の設置を義務付けておりますが、平成28年度以降にそれら仕様、設備の変更等を行ったことによる価格の上昇をはじめ、実工事費について、令和５年度の工事単価をもとに算出した結果、また小口径の上昇率も含め全体の試算を行った結果、現時点で約２倍程度の工事費が必要となっており、小口径以上に上昇改定を行っていくこととなります。

工事費改定後の金額

現在の分岐プール額

		現行額	R5年度実績額	改定(案)額	
小口径	φ13	316,800円	ー(実績なし)	443,520円	40%の引上げ
	φ13→20	**211,200円**	**221,533円**	**295,680円**	
	φ20	**316,800円**	**332,300円**	**443,520円**	
	φ13→25	271,700円	344,333円	380,380円	
	φ25	377,300円	455,100円	528,220円	
大口径	φ40	1,007,600円	879,800円	2,015,200円	2倍の引上げ
	φ50	1,170,400円	3,606,100円	2,340,800円	
	φ75	2,294,600円	4,450,200円	4,589,200円	
	φ100	2,702,700円	4,808,700円	5,405,400円	
	φ150	4,593,600円	6,621,200円	9,187,200円	
	φ200	7,807,800円		15,615,600円	

φ100:令和3年度データ φ150:令和2年度データ

かしこ暮らしっく 長岡京

本市の各種料金見直しの経過について（参考）

<参考>水道料金

現行の水道料金は準備料金と水量料金の合計金額から10%の消費税を加えた額を令和2年10月1日の改定から、前回から約5.4%の水量料金を値下げし運用を行っております。
なお、見直しの算定期間となっております令和7年度からの料金については、上下水道事業審議会からの答申を受け、検討した結果、**現行の料金を維持**していくこととしております。

水道料金　**令和2年10月から**　（2か月、消費税抜）

用　途	口径（㎜）	準備料金	水量料金（1㎥あたりの単価）		
		現行（改定なし）	水量区分	現行	改定
一般用	13	2,020円	1～20㎥	65円	60円
	20	2,240円	21～40㎥	125円	110円
	25	4,800円	41～60㎥	220円	205円
	30	8,600円	61～200㎥	230円	215円
	40	22,000円	201～6,000㎥	245円	230円
	50	100,000円	6,001～20,000㎥	255円	240円
	75	230,000円	20,001㎥～	200円	190円
	100	500,000円			
	150	1,000,000円			
集　合家事用	13	1,820円×装置数	1集合体内の各戸又は各か所ごとの水量料金は一般用と同じ		
	20	2,040円×装置数			

かしこ暮らしっく 長岡京

水道料金以外の手数料等の見直しのまとめ

手数料等の見直しの運用方法（ルール）について

◎水道料金以外の手数料等として、給水条例に記載の「工事検査手数料」・「指定給水装置事業者登録及び更新手数料」・「加入金」、また分岐プール額に関する規程による「分岐プール額」について、水道法施行規則第12条(供給規程)及び水道料金算定要領（日本水道協会）に基づき、３～５年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていることから、**今後は５年ごとの見直しを定期的**に行うこととします。
なお、加入金については拡張事業の計画期間とされており、次期拡張計画策定時に見直すこととします。

分岐プール額の工事費について

◎平成28年度の前回改定時点より、業者への支払い工事費は毎年の見直しを行っていますが、申請者からいただく工事費の見直しを据え置きしております分岐プール額については、令和７年度から金額の改定を行うこととします。
なお、改定幅は　小口径（20㎜～25㎜）⇒　約40%上昇
　　大口径（40㎜以上）　⇒　約２倍上昇
の改定を行うこととします。